

Japan Corporate / M&A Newsletter

コーポレートガバナンス・コード

企業統治等に関する会社法改正が本年5月から施行され、この分野に対する関心が高まっている中、コーポレートガバナンス・コード（以下、「本コード」という。）が、東京証券取引所により策定され、本年6月1日より施行された。以下、本コードの概要について、簡単に説明する。

【文責：増田健一】

本コードは、平成26年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014に基づく施策であり、金融庁・東証を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」において、計9回にわたる議論を経て、本年3月に原案が取りまとめられたものである。この原案は、「OECD コーポレート・ガバナンス原則」の趣旨を踏まえて作成された。これを受けて、東証が有価証券上場規程等を一部改正し、上場規程の別添という形で本コードを原案どおり上場規程に組み入れ、本年6月1日より施行されるに至ったところである。

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味するものとされている。この認識の下、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものが本コードである。本コードは、5つの「基本原則」と、それぞれの基本原則の下位に置かれた「原則」、さらに原則を補充する「補充原則」の3段階で構成されている。本コードは、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった側面を過度に強調するのではなく、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指しており、本コードの各原則が適切に実践されることにより、各会社において持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応が図られ、ひいては経済発展にも寄与することが期待されている。機関投資家に対し会社との間の建設的な対話を促す日本版スチュワードシップ・コードと本コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待されている。

上場会社は、本コードの各原則（マザーズ及びJASDAQの上場会社は基本原則のみ）を実施するか、実施しない場合にはその理由を東証に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下、「コーポレートガバナンス報告書」という。）に記載することが求められる（上場規程436条の3）。いわゆる”Comply or Explain”の手法を採用したものである。上場会社に対して本コードの各原則をすべて一律に実施することを求めるのではなく、「プリンシプルベース・アプローチ」に基づき各社が本コードの各原則の趣旨・精神を適切に解釈したうえで、各社の個別事情に照らし実施するか否かを検討し、実施することが適切でないと考えた原則については実施しないこともでき、その場合には実施しない理由を十分説明することが想定されている。したがって、本コードの各原則を実施しないからといって罰則が適用されることはないが、実施しない理由の説明を行わない場合には公表措置等の対象となる可能性がある。

実務的には、コーポレートガバナンス報告書の記載事項として、「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の各欄が追加された。本コードには、特定の事項を開示すべきとする原則が含まれているため、これに基づく開示を、「コードの各原則に基づく開示」の欄に記載する。但し、この開示も必ず実施しなければならないものではなく、Comply or Explainの対象として、特定の事項について開示が適切でないと考えるときには理由を説明し開示しないことも可能とされている。上場会社は、これらの新たな記載事項を含んだコーポレートガバナンス報告書を、本年6月1日以後に最初に開催する定時株主総会の日から6か月を経過する日までに東証に提出しなければならない（コーポレートガバナンス報告書記載要領（3））。その後は、変更が生じた場合に遅滞なく提出する（上場規程419条）。

以下では、本コードの各原則のアウトラインを紹介する。下線を付けた項番で示されているものが「基本原則」に次ぐ「原則」に該当し、さらに①②…で示されたものが「補充原則」である。また、特に開示を求められている事項をわかりやすく示すため、「開示」の文字を青字にした。なお、以下のアウトラインは、本コードの全体像の把握に主眼を置いたため、かなり大胆に要約してある部分もあることにご注意いただきたい。

基本原則 1 株主の権利・平等性の確保

上場会社は、株主の権利・実質的な平等性を確保すべき。

1-1 株主権の実質的確保のための適切な対応を行うべき。

- ① 株主総会での会社提案議案への反対理由・原因の取締役会による分析
- ② 総会決議事項の一部の取締役会への委任を株主総会に提案するにあたり、コーポレートガバナンス体制が十分か、考慮
- ③ 少数株主権の行使を妨げないよう配慮

1-2 株主総会における権利行使にかかる適切な環境を整備すべき。

- ① 株主の判断に役立つ情報の提供
- ② 招集通知の早期発送、発送前のウェブ公表
- ③ 株主総会関連日程の適切な設定
- ④ 議決権電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳
- ⑤ 実質株主たる機関投資家等による議決権行使のための、名義株主となっている信託銀行等との協議・検討

1-3 資本政策の基本方針についての説明を行うべき。

1-4 政策保有株式についての保有方針、議決権行使基準を**開示**すべき。

1-5 買収防衛策の必要性・合理性の検討と株主への説明をすべき。

- ① 公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を説明し、株主の公開買付けに応じる権利を不当に妨害しない

1-6 支配権変動や大規模希釈化を伴う資本政策について、その必要性・合理性の検討と株主への説明をすべき。

1-7 役員・主要株主等との取引（関連当事者間取引）の手続きの枠組みの開示と、手続きを踏まえた監視を行うべき。

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努め、これらの権利・立場を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべき。

2-1 社会的責任・ステークホルダーへの価値創造に配慮した経営理念を策定すべき。

2-2 ステークホルダーとの適切な協働等について、構成員が遵守すべき行動準則を策定・実践すべき。

① 取締役会による、行動準則の実践状況についてのレビュー

2-3 サステナビリティをめぐり課題についての適切な対応を行うべき。

① サステナビリティへの対応は重要なリスク管理の一部であることの認識

2-4 女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべき。

2-5 内部通報にかかる適切な体制整備を行うべき。

① 経営陣から独立した窓口の設置と情報提供者の秘匿・不利益取扱禁止

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

財務・非財務情報の法令に基づく適切な開示を行うとともに、その他の情報の提供にも主体的に取り組むべき。提供する情報を正確で有用性の高いものとすべき。

3-1 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき。

(i) 経営理念等や、経営戦略、経営計画

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(iii) 取締役等の報酬決定の方針・手続

(iv) 取締役・監査役候補の指名、経営幹部の選任の方針・手続

(v) 個々の取締役等の指名・経営幹部の選任についての説明

① 利用者にとっての付加価値の高い記載とすべき

② 英語での情報開示・提供を進めるべき

3-2 外部会計監査人による適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべき。

① 監査役会による、(i)外部会計監査人を適切に選定・評価するための基準策定、(ii)外部会計監査人の独立性と専門性の確認

② 取締役会と監査役会による、外部会計監査人のための、(i)十分な監査時間、(ii)経営幹部へのアクセス、(iii)監査役、内部監査部門、社外取締役との十分な連携、の確保、及び、(iv)外部会計監査人の指摘した不正・不備・問題点に対する会社側の対応体制の確立

基本原則4 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、(i)企業戦略等の大きな方向性を示す、

(ii)経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う、(iii)独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う、をはじめとする役割・責務を適切に果たすべき。

4-1 取締役会は、経営理念等の確立と戦略的な方向付けを主要な役割・責務の一つと捉え、経営戦略・計画等について建設的な議論を行うべき。

- ① 経営陣に対する委任の範囲の明定とその概要の開示
- ② 中期経営計画実現への最善の努力と未達原因・対応の分析、株主への説明
- ③ 取締役会による、最高経営責任者等の後継者の計画の監督

4-2 取締役会は、経営陣幹部によるリスクテイクを支える環境整備を主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定の支援、経営陣の報酬についてのインセンティブ付けを行うべき。

- ① 経営陣のインセンティブとしての、業績連動報酬や自社株報酬の割合の適切な設定

4-3 取締役会は、独立した客観的な立場からの経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を主要な役割・責務の一つと捉え、会社業績等評価の経営陣人事への反映、情報開示、内部統制、リスク管理体制の整備、利益相反の管理を行うべき。

- ① 取締役会による、公正かつ透明性の高い手続に従った適切な経営陣の選解任
- ② 取締役会は、内部統制やリスク管理体制の適切な構築と運用の監督に重点を置き、個別業務執行のコンプライアンス審査に終始すべきではない。

4-4 監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立客観的な立場で判断を行い、能動的・積極的に権限を行使すべき。

- ① 社外監査役の強固な独立性と常勤監査役の高度な情報収集力との有機的組み合わせによる実効性の向上と、社外取締役との連携の確保

4-5 取締役・監査役・経営陣は、株主に対する受託者責任、ステークホルダーとの適切な協働の下で、会社・株主共同の利益のため行動すべき。

4-6 取締役会による独立客観的な経営監督の実効性確保のため、業務執行に携わらない取締役の活用を検討すべき。

4-7 独立社外取締役には、経営への助言、経営の監督、利益相反の監督、少数株主等の意見の取締役会への反映などの役割が期待されていることに留意しつつ、その有効活用を図るべき。

4-8 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任すべき。自主的判断により3分の1以上の独立社外取締役選任が必要と考える場合は、取組み方針を開示すべき。

- ① 独立社外者のみの会合の定期開催などによる情報交換・認識共有
- ② 互選による筆頭独立社外取締役の決定などによる、経営陣・監査役との連絡・調整のための体制整備

4-9 取締役会は、独立社外取締役の独立性判断基準を策定・開示すべき。取締役会での建設的検討に貢献できる独立社外取締役候補者選定に努めるべき。

4-10 任意の仕組みの活用による統治機能の更なる充実を図るべき。

① 例えば独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置などによる、指名・報酬などに関する独立社外取締役の適切な関与・助言の獲得

4-11 知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性・適正規模を両立する形で取締役会を構成すべき。財務・会計の知見を有する者1名以上を監査役として選任すべき。

- ① 取締役会全体の、知識・経験・能力のバランス、多様性・規模に関する考え方の策定と、取締役選任方針・手続と併せた開示
- ② 上場会社の役員兼任は合理的範囲にとどめ、兼任状況を毎年開示
- ③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要開示

4-12 取締役会は、自由闊達で建設的な議論を尊ぶ気風の醸成に努めるべき。

- ① 取締役会審議の活性化のため、下記取扱いを確保
 - (i) 取締役会資料の十分な事前配布
 - (ii) 取締役に対する十分なその他必要情報の提供
 - (iii) 取締役会年間スケジュールと予想審議事項の決定
 - (iv) 審議項目数と開催頻度の適切な設定
 - (v) 十分な審議時間の確保

4-13 取締役・監査役は、能動的に情報を入手すべき。取締役・監査役の支援体制を整備すべき。

- ① 取締役による必要な追加情報の提供要求と、監査役による法令上の調査権限の行使も含めた適切な情報入手
- ② 取締役・監査役による、会社費用での外部専門家の助言の取得
- ③ 内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保、及び社外取締役・社外監査役への適確な情報提供のための工夫

4-14 取締役・監査役は、必要な知識習得等の研鑽に努めるべき。個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・費用支援を行うべき。

- ① 取締役・監査役に対する、会社の事業・財務・組織等に関する知識の取得・更新の機会の提供
- ② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針の開示

基本原則5 株主との対話

経営陣・取締役（社外取締役を含む）は、株主総会以外の場においても、株主との間で建設的な対話を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と適切な対応に努めるべき。

5-1 株主からの対話申込みに対し前向きに対応すべき。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべき。

- ① 株主との面談には、経営陣・取締役が臨むことを基本とすべき
- ② 株主との建設的な対話促進のための方針には以下の点を含むべき
 - (i) 株主との対話全般を統括する経営陣・取締役の指定
 - (ii) 対話を補助する社内の各部門の有機的連携のための方策
 - (iii) 個別面談以外の対話手段充実のための取組み
 - (iv) 株主の意見・懸念の経営陣・取締役に対するフィードバックの方策
 - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理の方策
- ③ 自らの株主構造の把握と、把握作業への株主による協力

5-2 経営戦略・経営計画の策定・公表にあたり、収益計画・資本政策の基本方針及び収益力・資本効率等に関する目標を提示し、目標実現のための経営資源の配分等に関する明確でわかりやすい説明を行うべき。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の増田健一（kenichi.masuda@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2015